

令和2年2月

お客さま各位

石巻信用金庫

「民法改正」等を踏まえた預金規定改定のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

石巻信用金庫では、2020年4月の「民法改正」および2018年10月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、各種預金規定等を下記のとおり、令和2年4月1日より改定いたします。

なお、改定後の預金規定等は、すでにお取引をいただいているお客さまにも適用されますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

1. 主な改定内容

(1) 2020年4月1日の民法改正を踏まえた改定

- ① お客さまが預金規定等に同意のうえ、申込書等を提出し、当金庫が承諾することで契約が成立することとなるため、当該条項を追加いたします。

1. (預金契約の成立)	(普通預金共通規定抜粋)
<u>当金庫は、お客様からこの預金に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。</u>	

- ② 定期預金の満期日前の解約の取扱いを明確化いたします。

なお、この変更は、民法改正に伴い明確化の観点から条項を追加するものであり、定期預金の満期日前解約についての当金庫の手続き（ご本人様の確認や、お客さまの事情をお伺いする対応）は従来と変わりません。

3. (預金の解約、書替継続)	(定期預金共通規定抜粋)
<u>(1) この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u>	

- ③ 預金者が後見制度の対象となった場合の届出については、すでに各規定に定めておりましたが、民法改正に伴い、預金者の成年後見人等が法定後見制度の対象となった場合にも届けていただくよう改定しました。

2. (成年後見人等の届出)	(流動性預金共通規定抜粋)
<u>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届け出てください。</u>	

- ④ 規定を変更する相当の事由がある場合には、その効力発生時期を明記した上でホームページその他相当の方法により周知する必要があるとされたため、当金庫が規定内容を変更する際の手続きを明記しました。

10. (規定の変更)

(流動性預金共通規定抜粋)

(1) この規定の各条項その他の条件は、民法第548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスターまたはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

- ⑤ 改正法では、相手方のある意思表示の全ての効力発生時期について「到達主義」が採用されることとなりました。この条項については、すでに流動性預金共通規定および定期性総合口座取引規定には記載されていましたが、他の規定にも条項として追加しました。

5. (通知等)

(定期預金共通規定抜粋)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

(2) マネー・ローンダリング等ガイドラインを踏まえた改定

昨年10月に、すでに流動性預金規定に追加した「取引制限」条項および「解約」条項への一部追加を行います。

また、定期性預金規定についても下記の「取引制限」条項の新設および解約条項の追加を行います。

① 「取引制限」条項 (流動性預金共通規定抜粋)

5. (取引の制限等)

(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当金庫に届け出た在留期間が超過した場合、入金、振込金の受入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限することができるものとします。

(4) 3年以上利用のない預金口座は、入金、振込金の受入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(5) 本条第1項から第4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

②「解約」条項の一部追加 (流動性預金共通規定抜粋)

<p>7. (解約等)</p> <p>(1) ～省略～</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。</p> <p>①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>②この預金の預金者が第4条第1項に違反した場合</p> <p>③この預金が、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>⑤当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者に確認した事項および第5条第1項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料等に関し、偽りがあることが明らかになった場合</p> <p>⑥上記①から⑤までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合</p> <p>⑦第5条第1項から第4項までに定める取引の制限が1年以上に亘って解消されない場合</p>
--

2. 改定日

令和2年4月1日 (水)

3. 改定する預金規定等一覧

変更条項等	預金契約の成立	定期預金等の満期日前解約の取扱いの明確化	後見人等が法定後見制度の対象となった場合の届出の義務化	規定の変更に関する事項	お客様への郵便が不着等となった場合の取扱い	マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドラインを踏まえた改定
改定する規定						
当座勘定規定 (一般用)	○		○	○	○	○
当座勘定規定 (専用約束手形用)	○		○	○	○	○
流動性預金共通規定			○	○		○
普通預金規定 (無利息型を含む)	○			○		

変更条項等	預金契約の成立	定期預金等の満期日前解約の取扱いの明確化	後見人等が法定後見制度の対象となった場合の届出の義務化	規定の変更に関する事項	お客様への郵便が不着等となった場合の取扱い	マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドラインを踏まえた改定
改定する規定						
貯蓄預金規定	○			○		
納税準備預金規定	○			○		
通知預金規定	○		○	○	○	○
定期性総合口座取引規定	○	○	○	○		○
定期預金共通規定		○	○	○	○	○
自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）	○			○		
自由金利型定期預金規定（大口定期）	○			○		
期日指定定期預金規定	○			○		
変動金利定期預金規定	○			○		
積立式期日指定定期預金規定	○			○		
定期積金規定	○		○	○	○	○
盗難通帳等による預金等の不正な払戻し被害の補てん等に関する特約				○		
休眠預金等活用法に係る預金共通規定				○		
財形期日指定定期預金規定	○	○	○	○	○	○
財形年金預金規定	○	○	○	○	○	○
財形住宅預金規定	○	○	○	○	○	○
ローンカード規定				○		
貸金庫規定	○		○	○		○